

令和 7 年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から 5 % 以上の減少を目指す。（令和 7 年は、86 人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018 年度から 2022 年度）中の死傷災害件数から 5 % 以上の減少を目指す。（令和 7 年は、4,141 人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年度は当計画の中間年度として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和 7 年の労働災害発生状況（1～8 月速報値）は、死亡者数が 49 人（前年同期比－18 人、－26.9%）と大幅に減少している。

死傷者数も 9,049 人（前年同期－611 人、－6.3%）と減少しているものの、型別では「墜落・転落」による災害が依然として多発しているほか、「転倒」による災害も増加傾向にあり、これらの災害について、より一層強力に取り組む必要がある。

なお、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改善基準告示の周知など、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

また、腰痛災害についても、本年は減少傾向にあるものの、陸運業の業務の特性から引き続き対策を継続する必要がある。

このような陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日（月）から令和8年1月31日（土）までの2か月間を、令和7年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月31日（土）まで

3 スローガン

「適度なストレッチを習慣に みんなで取り組む腰痛予防」

（令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携強化・協力促進協議会の開催、トラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育の実施など荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育の実施するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。
- (3) 職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取組として、安全衛生推進者を対象とした陸運業の安全衛生管理実務担当者研修を実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。
- (4) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体等が主唱する「STOP！転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
 - ・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進

「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

(4) 災害事例の活用

陸運業における交通及び荷役に関する災害事例を取りまとめ、陸災防ホームページに掲載する。

(5) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し、本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止に向けてその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別紙

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

【計画・法令・規程】

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）
- 陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし
- 労働安全衛生規則等の一部改正のポイントとQ&A

【荷役災害対策】

- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし（令和5年3月改訂）
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に～
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を！
- 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 「STOP！転倒災害」リーフレット

【交通労働災害】

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 高年齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き

【健康確保対策】

- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- ストレスチェックと結果活用をサポートは中災防に！！

DVD

- 「はい作業の安全」（DVD）
- 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」（DVD）
- 「フォークリフトによる 安全な荷役運搬作業」（DVD）
- ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール（DVD）
- 「テールゲートリフターによる安全な荷役作業」（DVD）